

第55期定時株主総会 その他の電子提供措置事項 (交付書面省略事項)

企業集団の現況に関する事項

財産および損益の状況の推移

主要な事業内容

主要拠点

従業員の状況

主要な借入先

その他企業集団の現況に関する重要な事項

会社の株式に関する事項

新株予約権等に関する事項

会社役員に関する事項

責任限定契約の内容の概要

役員等賠償責任保険契約に関する事項

社外取締役に関する事項

会計監査人の状況

業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

株主資本等変動計算書

個別注記表

(2025年 4 月 1 日から
2026年 3 月31日まで)

三菱HCキャピタル株式会社

企業集団の現況に関する事項

財産および損益の状況の推移

① 企業集団の財産および損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	2022年度 第52期	2023年度 第53期	2024年度 第54期	2025年度 第55期 (当連結会計年度)
売上高	1,896,231	1,950,583	2,090,808	2,215,384
経常利益	146,076	151,633	193,594	236,089
親会社株主に帰属する 当期純利益	116,241	123,842	135,165	162,206
1株当たり当期純利益	80.95円	86.30円	94.19円	112.98円
総資産	10,726,196	11,149,858	11,762,332	13,089,557
純資産	1,551,029	1,705,345	1,804,523	2,008,779

(注) 第53期より業績連動型株式報酬制度を導入しています。業績連動型株式報酬制度として信託が保有する当社株式を、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式数に含めています。

② 当社の財産および損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	2022年度 第52期	2023年度 第53期	2024年度 第54期	2025年度 第55期 (当事業年度)
売上高	764,506	755,707	734,545	728,748
経常利益	79,910	73,293	59,934	71,680
当期純利益	82,204	82,798	47,493	72,453
1株当たり当期純利益	57.24円	57.70円	33.10円	50.46円
総資産	5,317,966	4,963,571	4,989,602	5,045,574
純資産	881,212	851,108	861,780	823,011

(注) 第53期より業績連動型株式報酬制度を導入しています。業績連動型株式報酬制度として信託が保有する当社株式を、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式数に含めています。

主要な事業内容

当社グループは、当社、子会社469社および関連会社87社で構成されています。また、その他の関係会社として、三菱商事株式会社および株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループがあります。

当社グループは、「カスタマーソリューション」「海外カスタマー」「環境エネルギー」「航空」「ロジスティクス」「不動産」および「モビリティ」の7セグメントにおいて、事業を展開しています。

報告セグメントごとの主な事業内容は以下のとおりです。

報 告 セ グ メ ン ト	主 な 事 業 内 容
カスタマーソリューション	法人・官公庁向けファイナンスソリューション事業、 省エネソリューション事業、ベンダーと提携した販売金融事業、 不動産リース事業、金融サービス事業
海外カスタマー	欧州・米州・中国・ASEAN地域におけるファイナンスソリューション事業、 ベンダーと提携した販売金融事業
環境エネルギー	再生可能エネルギー事業、環境関連ファイナンスソリューション事業
航空	航空機リース事業、航空機エンジンリース事業
ロジスティクス	海上コンテナリース事業、鉄道貨車リース事業
不動産	不動産ファイナンス事業、不動産投資事業、 不動産アセットマネジメント事業
モビリティ	オートリース事業および付帯サービス

なお、2026年4月1日付の組織改編にともない、翌連結会計年度（2027年3月期）より、「モビリティ」を「ロジスティクス」に統合し、6セグメントとします。

主要拠点

- ① 当社
 本社 東京都千代田区
 支店等 西新橋オフィス、名古屋オフィス、大阪オフィス、北海道支店（札幌）、東北支店（仙台）、大宮支店、首都圏第四営業部（新宿）、横浜支店、刈谷営業部、浜松支店、京都支店、中四国支店（広島）、九州支店（福岡）
- ② 子会社
 事業報告「重要な子会社の状況」に記載のとおりです。

従業員の状況

企業集団の従業員の状況

セグメントの名称	従業員数
カスタマーソリューション	2,399名（前連結会計年度末比 20名減）
海外カスタマー	3,540名（前連結会計年度末比 565名減）
環境エネルギー	176名（前連結会計年度末比 4名増）
航空	268名（前連結会計年度末比 27名増）
ロジステイクス	177名（前連結会計年度末比 2名減）
不動産	307名（前連結会計年度末比 68名増）
モバイル	292名（前連結会計年度末比 ー ）
全社（共通）	791名（前連結会計年度末比 58名増）
合計	7,950名（前連結会計年度末比 430名減）

- （注）1. 従業員数は、当企業集団から当企業集団外への出向者を除き、当企業集団外から当企業集団への出向者を含む就業人員です。
2. 全社（共通）として記載されている従業員数は、特定セグメントに区分できない管理部門に所属しているものです。

主要な借入先

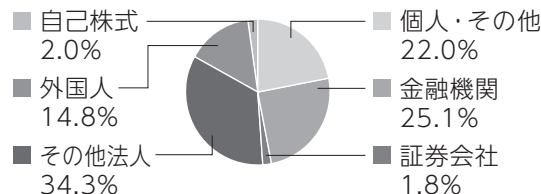
借入先	借入額
	百万円
株式会社三菱UFJ銀行	1,368,945
株式会社みずほ銀行	547,467
株式会社三井住友銀行	374,502
株式会社国際協力銀行	308,091
三井住友信託銀行株式会社	229,452

その他企業集団の現況に関する重要な事項
該当事項はありません。

会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 4,800,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 1,438,317,418株
(自己株式28,594,826株を除く。)
- (3) 株主数 714,926名
- (4) 大株主

株式の所有者別分布状況(ご参考)



株 主 名	持 株 数	出資比率 (注)
三 菱 商 事 株 式 会 社	264,044,396株	18.35%
株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ	208,345,981株	14.48%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	135,023,700株	9.38%
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口)	61,603,100株	4.28%
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	50,348,620株	3.50%
三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社	28,431,000株	1.97%
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	27,990,390株	1.94%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	12,291,487株	0.85%
J P M O R G A N C H A S E B A N K 3 8 5 7 8 1	12,117,066株	0.84%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	11,568,873株	0.80%

(注) 出資比率は、自己株式 (28,594,826株) を控除して計算しています。

- (5) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度の末日に当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

名 称 (発行決議の日)	保 有 人 数 当社取締役 (監査等委員および 社外取締役を除く)	新株予約権 の 数	新株予約権の 目的となる株式 の種類および数	新株予約権の 払 込 金 額	新株予約権の行使 に際して出資され る財産の価額	新 株 予 約 権 の 行 使 期 間	新株予約権の 主な行使条件
第9回新株予約権 (2017年9月27日)	1名	307個	当社普通株式 30,700株	1株当たり 566円	1株当たり 1円	2017年10月14日から 2047年10月13日まで	(注)
第10回新株予約権 (2018年6月28日)	1名	248個	当社普通株式 24,800株	1株当たり 590円	1株当たり 1円	2018年7月14日から 2048年7月13日まで	(注)
第11回新株予約権 (2019年6月25日)	1名	321個	当社普通株式 32,100株	1株当たり 513円	1株当たり 1円	2019年7月13日から 2049年7月12日まで	(注)
第12回新株予約権 (2020年6月24日)	1名	323個	当社普通株式 32,300株	1株当たり 424円	1株当たり 1円	2020年7月16日から 2050年7月15日まで	(注)
第13回新株予約権 (2021年6月25日)	3名	880個	当社普通株式 88,000株	1株当たり 499円	1株当たり 1円	2021年7月16日から 2051年7月15日まで	(注)
第14回新株予約権 (2022年6月28日)	4名	1,150個	当社普通株式 115,000株	1株当たり 511円	1株当たり 1円	2022年7月16日から 2052年7月15日まで	(注)

(注)1.新株予約権者は、新株予約権の行使期間内であることに加え、当社の取締役および執行役員等のいずれの地位をも喪失した日の翌日の1年後応答日から5年間が経過するまでの間に限り、新株予約権を行使することができることとしています。

2.その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによることとしています。

- (2) 当事業年度中に当社執行役員等に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要
該当事項はありません。

- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

会社役員に関する事項

責任限定契約の内容の概要

当社は、非業務執行取締役である柳井隆博、佐々木百合、川村佳世子、近藤祥太、柴義隆、中田裕康、金子裕子、斉藤雅之の各氏と以下内容の責任限定契約を締結しています。

- ・非業務執行取締役が任務を怠ったことによって当社に対して損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、非業務執行取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、会社法第430条の3第1項に定める役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしています。また、被保険者の職務の執行の適法性が損なわれないようにするための措置として、以下の損害等は填補対象外としています。

- ①被保険者が私的な利益または便宜の供与を違法に得たことに起因する損害
- ②被保険者の犯罪行為に起因する損害
- ③法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害

当該保険契約の被保険者は当社および国内子会社の取締役、監査等委員である取締役、監査役、執行役員等であり、被保険者の保険料負担はありません。

社外取締役に関する事項

① 他の法人等の業務執行取締役等の兼職状況ならびに当該他の法人等との関係

区 分	氏 名	兼 職 先	兼 職 内 容	当該他の法人等との関係
取締役	近 藤 祥 太	三菱商事株式会社	常 務 執 行 役 員	当社と三菱商事株式会社との間には、リース契約等の取引関係があります。また、同社は、当社の主要株主です。

② 他の法人等の社外役員の兼職状況ならびに当該他の法人等との関係

区 分	氏 名	兼 職 先	兼 職 内 容	当該他の法人等との関係
取締役	佐 々 木 百 合	明 治 安 田 生 命 保険相互会社	社 外 取 締 役	当社と明治安田生命保険相互会社との間には、リース契約等の取引関係があります。また、同社は当社株式の1.94%を保有する株主です。
取締役	川 村 佳 世 子	楽天銀行株式会社	社 外 取 締 役	当社と楽天銀行株式会社との間には、重要な取引その他の関係はありません。
取締役	近 藤 祥 太	オーケー株式会社	社 外 取 締 役	当社とオーケー株式会社との間には、重要な取引その他の関係はありません。
取締役 (監査等委員)	金 子 裕 子	株式会社日本政策 投資銀行	社 外 監 査 役	当社と株式会社日本政策投資銀行との間には、資金借入等の取引関係があります。
		信 越 化 学 工 業 株式会社	社 外 監 査 役	当社と信越化学工業株式会社との間には、リース契約等の取引関係があります。

(注) 取締役近藤祥太氏は、2026年4月1日付で三菱食品株式会社 取締役に新たに就任しています。
当社と三菱食品株式会社との間には、リース契約等の取引関係があります。

③ 主な活動状況

区 分	氏 名	取締役会等への出席状況	主な活動状況
取締役	佐々木 百合	取締役会 15/15回 ガバナンス委員会 8/8回 指名委員会 9/9回 報酬委員会 8/8回	大学教授としての経験と国際金融に関する研究者としての高度な知見を生かし、議案審議等に必要な発言を適宜行うことで取締役会等の適切な意思決定および経営全般の監督に貢献しています。
取締役	川 村 佳世子	取締役会 15/15回 ガバナンス委員会 8/8回 指名委員会 9/9回 報酬委員会 8/8回	大手システムベンダーでの経営経験とデジタルトランスフォーメーション（DX）に関する知見を生かし、議案審議等に必要な発言を適宜行うことで取締役会等の適切な意思決定および経営全般の監督に貢献しています。
取締役	近 藤 祥 太	取締役会 14/15回 ガバナンス委員会 7/8回 指名委員会 8/9回 報酬委員会 8/8回	日本を代表する総合商社での経営経験と国内外の事業に対する知見を生かし、議案審議等に必要な発言を適宜行うことで取締役会等の適切な意思決定および経営全般の監督に貢献しています。
取締役 (監査等委員)	中 田 裕 康	取締役会 15/15回 監査等委員会 14/14回 ガバナンス委員会 8/8回 指名委員会 9/9回 報酬委員会 8/8回	法律の専門家としての高度な知見を生かし、議案審議等に必要な発言を適宜行うことで取締役会等の適切な意思決定および経営全般の監督に貢献しています。また、中立かつ客観的な視点から監査を行い、当社経営の健全性確保に貢献しています。
取締役 (監査等委員)	金 子 裕 子	取締役会 15/15回 監査等委員会 14/14回 ガバナンス委員会 8/8回 指名委員会 9/9回 報酬委員会 8/8回	大手監査法人および大学教授としての経験と、会計の専門家としての高度な知見を生かし、議案審議等に必要な発言を適宜行うことで取締役会等の適切な意思決定および経営全般の監督に貢献しています。また、中立かつ客観的な視点から監査を行い、当社経営の健全性確保に貢献しています。
取締役 (監査等委員)	斉 藤 雅 之	取締役会 15/15回 監査等委員会 14/14回 ガバナンス委員会 8/8回 指名委員会 9/9回 報酬委員会 8/8回	日本を代表するメーカーでの経営経験と財務・経理部門に対する知見を生かし、議案審議等に必要な発言を適宜行うことで取締役会等の適切な意思決定および経営全般の監督に貢献しています。また、中立かつ客観的な視点から監査を行い、当社経営の健全性確保に貢献しています。

会計監査人の状況

- (1) 当社の会計監査人の名称
有限責任監査法人トーマツ

- (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	265百万円
② 当社および当社の連結子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	517百万円

当社の重要な子会社のうち14社は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法または金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けています。

- (3) 会計監査人に対する報酬について監査等委員会が同意した理由

監査等委員会は、会計監査人の報酬の前提となっている監査計画の方針・内容、見積りの算出根拠（監査日数および人員数）等について社内関係部署から報告を受け、検証した結果、当社の会計監査を実施するうえでいずれも妥当なものであると判断したため、会計監査人の報酬等の額について同意しました。

- (4) 当社に対する会計監査人の対価をとまなう非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）であるコンフォートレター作成業務等を委託し対価を支払っています。

- (5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任します。

また、監査等委員会は、会計監査人の適格性、専門性、当社からの独立性等を総合的に評価し、会計監査人の職務の執行に支障があると認められるなど監査等委員会が会計監査人を変更すべきと判断する場合、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要

当社は、会社法第399条の13第1項第1号ロおよびハならびに関係法令に則り、会社の業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）を取締役会で決議しています。この内部統制システムは、当社グループ会社の事業内容、規模、重要性等に応じて適切な範囲で調整のうえ各社に適用します。

2025年度の内部統制システムは以下のとおりです。なお、「当社グループ」は「当社ならびに当社の子会社および関連会社」を、「当社グループ会社」は「当社の子会社および関連会社」を指します。

【グループ管理体制】

- (1) 当社は、当社グループとして基本的な価値観や倫理観を共有し、業務に反映させていくため、「三菱HCキャピタルグループ倫理綱領・行動規範」を制定する。
- (2) 当社は、当社と当社グループ会社間の経営管理方法を定め、当社グループ会社の業務の適正を図るとともに、当社グループ全体が強固な連帯感のもとに活動することにより、当社グループ全体の経営効率向上、企業価値向上を実現するため、社内規程等を制定する。
- (3) 当社は、当社グループの適切な経営管理のために、社内規程等に則り、当社グループ会社に対し、経営管理の重要事項に関して事前承認・事前協議・報告を求め、当社は承認・協議の実施、報告を受領する等、当社の各所管部が分掌業務に沿って対応することで当社グループ会社の経営管理を行う。
- (4) 当社は、当社グループの財務報告に係る内部統制の管理・運営方法を定め、金融商品取引法等の規定にしたがって当社の財務報告が適正に作成されるよう、当社グループ全体の内部統制を有効に整備・運用する。

【リスク管理体制】

<全社的リスク管理>

- (1) 当社は、当社グループの多岐にわたるリスクを総合的に把握し、また、新たな業務から生じると予想されるさまざまなリスクを十分に検討したうえで、経営会議や取締役会等が定める統制された範囲内でリスクを取るという方針に沿った全社的なリスク管理体制を構築する。全社的リスク管理は、経営の健全性確保を図り、もって企業価値の持続的向上に資するとともに、顧客・株主・従業員・地域社会をはじめとするステークホルダーに対する企業としての社会的責任を果たすことを目的とする。
- (2) 当社は、当社グループのリスクを特定・認識・評価・計測、制御、監視・報告し、総合的なリスク管理とその継続的運営を行うことにより、リスクに見合った収益の安定的計上・適正な資本構成の達成・資源の適正配分等に向けた基盤を構築する。
- (3) 当社は、当社グループの事業や業務等の特性により、主要なリスクを次のように分類したうえで、それぞれのリスク管理の方法や運用等を定める。

- i) 信用リスク
 - ii) アセットリスク
 - iii) 投資リスク
 - iv) 市場リスク
 - v) 資金流動性リスク
 - vi) カントリーリスク
 - vii) オペレーショナルリスク
- (4) 当社は、合理的に定量的な評価・計測および予測が可能である当社グループのリスクを統合的に把握し、定期的かつ必要に応じてリスク資本管理について審議のうえ、その運用やモニタリング等を実践する。
 - (5) 当社は、当社グループ全体のリスク管理の基本方針、リスク管理の方法や運営および体制等に関する事項を定めた社内規程等を制定するとともに、当社グループ会社においてもリスク管理等に関する必要な社内規程等を整備する。
 - (6) 当社は、全社的なリスク管理を所管する役員およびリスク管理を統括する部署を設置するとともに、当社グループの総合的なリスク管理に関してリスク管理委員会を定期的かつ必要に応じて機動的に開催する。リスク管理委員会への報告に際しては、当社グループの各種事業に関する主要リスクのほか、金融市場や資金流動性、コンプライアンス、システム・IT等に関する各種委員会および内部監査を通じたリスク管理に関する事項を取りまとめて報告を行う。
 - (7) 当社は、当社グループ会社から重要なリスク関連の報告を求めるとともに、全社的なリスク管理に必要な情報を取りまとめたうえで、当社グループの経営全般に係るリスクの現状および課題、ならびに必要なに応じてその対応策等について取締役会に報告し、取締役会はその運用状況を監督する。

<危機管理>

- (1) 当社は、当社グループにおいて多大な損失や信用失墜あるいは業務の大幅な遅延や長期間の中断が生ずるような事象が発生した際に備え、基本的な考え方および判断基準を明確にするとともに、業務全般の運営の継続および通常機能の回復を確保し、社会的責任を果たすためならびに当社グループの損失を最小限に食い止めるために必要な体制等を整備する。
- (2) 当社は、平時より、有事において発生する事象について、その特性に応じた所管部署を明確にしておくとともに、危機の段階に応じた対応体制を定めておき、有事の際における情報集約や連携ならびに業務の継続や回復に向けた取り組み等を実践するための社内規程等を制定する。当社グループ会社は、各社において社内規程等を整備する。

【コンプライアンス体制】

- (1) 当社は、当社グループとして基本的な価値観や倫理観を共有し、業務に反映させていく

- ため、「三菱ＨＣキャピタルグループ倫理綱領・行動規範」を制定する。
- (2) 当社は、社内規程等およびコンプライアンス・マニュアルの制定および周知を通じて、当社グループの役職員が法令および定款を遵守することを確保するための体制を整備する。
 - (3) 当社は、当社グループのコンプライアンス体制の構築・維持・管理等に係るコンプライアンス委員会や、コンプライアンスの当社グループの統括責任者となるチーフ・コンプライアンス・オフィサー（リスクマネジメント本部長）および所管部として法務コンプライアンス部を設置する。
なお、当社グループ会社は、当該会社の事業上固有の法的リスク等が存在する場合には、必要に応じて当社と連携のうえ、適切なコンプライアンス体制を整備する。
 - (4) 当社は、コンプライアンス・プログラム（当社グループの役職員を対象とする教育等、役職員が法令等を遵守することを確保するための具体的計画）を策定し、その取組状況をモニタリングする。
 - (5) 当社は、当社グループの役職員等が不正行為等を当社に通報・相談する内部通報制度として、コンプライアンス・ホットライン制度を定める。なお、当社は、内部通報制度を用いて通報したことを理由として通報者に対して一切の不利益な取扱いをしないこととし、社内規程等にこれを明記するとともに、社内研修等を通じてすべての役職員に周知する。
 - (6) 当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して毅然とした態度を貫き、取引の防止に努める。
 - (7) 当社グループを通じて取引される資金が各種の犯罪やテロに利用される可能性があることに留意し、マネー・ロンダリングの防止に努める。

【情報管理体制】

- (1) 当社は、当社グループの保有する情報資産を適切に取り扱い、情報セキュリティを維持・向上させるために必要な体制等を整備・運用する。
- (2) 当社は、当社の保有する情報の保護に必要な管理策のほか、文書等の保存方法や期間、情報セキュリティ事故発生時の対応等に関する事項を定めた社内規程等を制定する。当社グループ会社は、各社において社内規程等を整備・運用する。

【情報開示体制】

- (1) 当社グループは、会計基準その他関連する諸法令・規則に則り、当社グループに関する決定事実・発生事実に関する情報の開示を適時かつ適切に行うための社内規程等を制定する。当社グループ会社は必要に応じて当社と連携する。
- (2) 当社は、当社グループに関する情報開示の適正性や、情報開示に係る内部統制・手続の有効性等を審議する情報開示委員会を設置する。

【内部監査体制】

- (1) 当社は、当社グループにおける内部監査の計画・実施・報告および改善指示に関する諸手続を明確にすることにより、監査活動を円滑かつ効果的に推進するため社内規程等を制定する。
- (2) 当社は、内部監査の所管部として監査部を設置する。監査部は、年間の監査計画に基づき当社グループに関する内部監査を計画的に実施し、その結果を代表取締役、取締役会および監査等委員会に報告する。また、当社グループの監査対象先に指摘・指導を行った改善を要する事項（要改善事項）については、監査対象先の対応完了後に結果を監査部長へ報告させる。重要な要改善事項については、監査部が代表取締役に報告することにより監査の実効性を確保する。
- (3) 監査部長は、定期的ならびに適宜、当社の監査等委員や当社グループ会社の監査役等、および会計監査人との間で、関係する情報を交換する等協力関係を構築し監査の効率的な実施に努める。

【職務執行の効率性確保のための体制】

- (1) 当社は、当社グループの経営目標を定めるとともに、経営計画を策定し、適切な手法に基づく経営管理を行う。また、当社グループ会社は、当社グループの経営目標・経営計画に基づき、適切な手法に基づく経営管理を行う。
- (2) 当社は、重要事項の審議・決定機関である経営会議を設置し、取締役会は業務執行の決定を適正な範囲で経営会議等に委任する。経営会議は、当社グループの経営管理を含む重要事項の協議決定のほか、取締役会の意思決定に資するため取締役会に付議する事項を事前に審議する。また、経営会議の諮問機関として各種の委員会を設置する。
- (3) 当社は、取締役会の決定に基づく職務の執行を効率的に行うため、社内規程等に基づく組織体制等の整備を行い職務執行を分担する。当社グループ会社は、社内規程等に基づき必要な事項について当社に報告・相談等適切な連携を行う。

【その他の取締役の職務執行に係る事項】

（取締役の職務執行の法令・定款適合性確保のための体制、情報の保存および管理に関する体制、子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制）

- (1) 当社は、経営上の重要事項について審議、決定を行うため経営会議を設置し、監査等委員会の選定する監査等委員はこれに出席して審議の内容を確認する。
- (2) 当社は、取締役会における専決事項のほか、コンプライアンス管理その他重要な意思決定事項について、取締役会、取締役の権限、責任を明確に定める。
- (3) 取締役会は、業務執行取締役の業務執行に関する重要な情報の報告を受けこれを確認するほか、コンプライアンス委員会の報告等を通じて内部通報制度を活用する。
- (4) 当社は、取締役の職務の執行に係る重要な文書等について、社内規程等の定めに基づき、保存・管理を行う。

- (5) 当社は、当社グループ会社の取締役の職務の執行に係る事項について、社内規程等の定めに基づき、当社への事前承認・事前協議・報告等を求める。

【監査等委員会の職務を補助する使用人（従業員）に関する体制】

- (1) 監査等委員会の職務を補助するために、当社に監査等委員会室をおく。
- (2) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人を監査等委員会室におく。
- (3) 上記の使用人は監査等委員である取締役を除く取締役の指揮命令に服さない。
- (4) 上記の使用人の人事異動・懲戒を行うときは、監査等委員会の同意を得ることとし、当該使用人の人事評価・報酬等を決定するときは、監査等委員会の選定する監査等委員の同意を得ることとする。
- (5) 業務執行取締役は、上記の使用人が監査等委員会の職務の補助を円滑に行えるよう、就業環境等の整備に協力する。

【監査等委員会への報告に関する体制】

- (1) 取締役、執行役員等および使用人は、次の事項を遅滞なく監査等委員会または監査等委員会の選定する監査等委員に報告しなければならない。
 - ① 当社に著しい損害（信用の失墜を含む）を及ぼすおそれのある事実を発見した場合または著しい損害が発生した場合は、ただちにその旨（重要な訴訟に関する事項を含む）。
 - ② 取締役が整備する内部通報制度による通報の状況。
 - ③ 反社会的勢力との取引排除・関係遮断に関する管理の状況。
 - ④ その他監査等委員会が報告を求める事項。
- (2) 子会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者は、前項に定める事項が発生した場合には遅滞なく監査等委員会または監査等委員会の選定する監査等委員に報告しなければならない。
- (3) 監査等委員会の選定する監査等委員は、職務執行に必要な情報を交換する等の方法により、当社グループ会社の監査役等と緊密に連携する。
- (4) 取締役、執行役員等および使用人は、監査等委員会の要求があった場合には、監査等委員会に出席し必要な資料を添えて説明しなければならない。また、監査等委員会の選定する監査等委員の要求があった場合においても同様の説明義務を負う。
- (5) 当社は、監査等委員会または監査等委員に（1）の報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として一切の不利益な取扱いをしない。

【監査等委員の職務の執行について生ずる費用または債務に係る方針】

- (1) 監査等委員会室は監査等委員から費用の前払その他支払に関する請求があったときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと明らかに認められる場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

【その他監査等委員会の監査の実効性確保のための体制】

- (1) 監査等委員会は、取締役、執行役員等および使用人から定期的に事業の状況について聴取する機会を設けるとともに、それぞれと定期的に意見交換を実施する。
- (2) 監査等委員会は、専門性を要する案件については、必要に応じ弁護士、会計監査人等に意見を求めることができる。
- (3) 監査等委員会は、会計監査人より監査計画および監査実施状況の報告を受領し定期的な意見交換を実施するほか、監査部および内部統制機能を所管する部署と連携して情報の収集および監査の環境の整備を行い、監査の実効性の向上に努める。
- (4) 監査等委員会の選定する監査等委員および監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、経営会議、委員会その他の重要な会議に出席し、必要な発言をすることができるほか重要書類の閲覧ができる。
- (5) 監査等委員会の選定する監査等委員は、当社および子会社に対して事業の報告を求め、または業務および財産の状況の調査を行うこととし、当社および子会社はこれに協力する。
- (6) 監査部は、監査等委員会に内部監査計画、内部監査結果および重要な内部監査関連規程の改廃について報告するとともに、監査等委員会からの情報提供、調査・報告に係る要請があるときはこれに応じる。
- (7) 取締役、執行役員等および使用人は、監査等委員会規則、監査等委員会監査等基準および内部統制システムに係る監査等委員会監査の実施基準に基づく監査等委員会の職務執行につき必要な協力を行う。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要)

業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）の第55期（2026年3月期）における運用状況の概要は、以下のとおりです。

【グループ管理体制】

- (1) 当社は、当社グループが目指す姿を経営理念に、経営理念を実現するために取り組むことを経営ビジョンとして定め、公表しています。また、当社グループとして基本的な価値観や倫理観を共有し、業務に反映させていくため「三菱HCキャピタルグループ倫理綱領・行動規範」を制定し、公表しています。
- (2) 当社は、経営会議の諮問機関として6つの委員会（リスク管理、情報開示、コンプライアンス、ALM、サステナビリティ、IT）を設置し、各委員会においてそれぞれ所管事項（当社グループ会社の事項を含む）を審議し、経営会議に報告、重要事項については取締役会にも報告しています。また、当社グループ会社の管理に関する社内規程を制定し、グループ会社担当を担う組織を定めており、グループ会社担当を担う組織を中心として当社グループ会社から適時の報告を受けるとともに、必要な助言・指導を行っています。
- (3) 当社グループの財務報告に係る内部統制について社内規程に基づき内容を文書化し、定

期的な検証を通じて、有効性の評価を実施しています。

【リスク管理体制】

＜全社的リスク管理＞

- (1) 当社は、当社グループのリスク管理の基本方針、リスク管理の方法や運営および体制等に関する事項を定めた社内規程を制定し、当社グループに周知しています。
- (2) 当社は、当社グループのリスク管理を統括する部署としてリスクマネジメント統括部を設置しています。リスクマネジメント統括部は、当社グループのリスクについて総合的に把握し、その運用状況をモニタリングするとともに、経営会議の諮問機関であるリスク管理委員会（当事業年度は2回開催）の事務局として、経営会議や取締役会に対して統合リスクはじめ各リスクの状況等を報告しています。

＜危機管理＞

- (1) 当社は、危機管理体制の構築・運営に関して当社グループ全体を統括する責任者として、チーフ・クライシス・マネジメント・オフィサー（最高危機管理責任者／CCMO）を設置しています。また、危機管理の対象となる危機事象を具体的に定め、危機事象に対する基本的な考え方および判断基準、危機の段階に応じた対応内容等を明確にした社内規程を制定して当社グループに周知するとともに、当社グループからの報告体制を整備しグループ一体で危機管理を行っています。また、事象に応じた対策本部の態勢を定めるとともに、定期的に災害対策訓練を実施し、訓練の結果明らかになった課題の改善を図る等により、実効性の向上に努めています。

【コンプライアンス体制】

- (1) 当社は、「三菱ＨＣキャピタルグループ倫理綱領・行動規範」を制定し、公表しています。また、各種社内規程および「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、当社グループに周知しています。
- (2) 当社は、チーフ・コンプライアンス・オフィサー（リスクマネジメント本部長）を統括者とし、当社グループのコンプライアンス推進体制を構築する所管部として法務コンプライアンス部を設置しています。法務コンプライアンス部は、コンプライアンス・プログラムを策定し、モニタリングや研修などを通じコンプライアンスの推進に取り組むとともに、経営会議の諮問機関であるコンプライアンス委員会（当事業年度は4回開催）の事務局として、経営会議や取締役会に対して法令等遵守の状況等を報告しています。
- (3) 当社は、当社グループの役職員等が不正行為等を当社に通報・相談する内部通報制度として「コンプライアンス・ホットライン制度」を、ハラスメント被害等を通報・相談する内部通報制度として「ハラスメント・ヘルプライン制度」をそれぞれ定め、定期的に役職員等へ周知するとともに、通報・相談者が不利益を被ることのないよう、通報・相談者保護の徹底を図っています。

- (4) 当社は、反社会的勢力との取引の防止やマネー・ローンダリングおよび拡散金融の防止に関し、対応ルールを定め社内規程や対応マニュアルを策定するとともに、社内教育等を通じて役職員等へ周知しています。

【情報管理体制】

- (1) 当社グループは、保有する全ての情報資産をさまざまなセキュリティ上の脅威から保護するため、実効性のある情報セキュリティ管理態勢・ルールの確立に努めています。当社はチーフ・インフォメーション・セキュリティ・オフィサー（最高情報セキュリティ責任者／CISO）のもと、組織横断型チームの「MHC-SIRT (Security Incident Response Team)」を設置し、サイバー攻撃等の未然防止や定期的な社内教育・訓練、インシデント発生時の対応検討・原因調査等を行っています。また、各部店毎に情報セキュリティ管理者および担当者を設置し、組織全体としての情報セキュリティ管理態勢を整えています。

【情報開示体制】

- (1) 当社は、当社グループの情報開示に関する基本方針として、「情報開示方針」を策定し、公表しています。また、情報開示を適時かつ適切に行うための社内規程を制定し、当社グループから適時の報告を受ける体制を整えるとともに、当社グループにおける情報開示の適正性や、手続の有効性等を情報開示委員会（当事業年度は4回開催）で審議のうえ経営会議に報告しています。

【内部監査体制】

- (1) 当社は、当社グループにおける内部監査の計画・実施・報告および改善指示に関する諸手続を明確にする社内規程を制定し、当社グループに周知しています。
- (2) 当社は、内部監査の所管部として監査部を設置しています。監査部は、毎年、年間の監査計画を策定し、当社グループに関する内部監査を計画的に実施し、その結果を代表取締役、取締役会および監査等委員会に報告しています。また、監査において、指摘・指導を行った改善を要する事項（要改善事項）に対する改善結果は、監査後に監査部長へ報告させるPDCAにより監査の実効性を確保しています。
- (3) 監査部長は、定期的ならびに適宜、当社の監査等委員や当社グループ会社の監査役等、および会計監査人との間で、関係する情報を交換し、監査の効率的な実施に努めています。

【職務執行の効率性確保のための体制】

- (1) 当社は、重要な業務執行の決定を取締役会から、経営会議による審議を経ることを条件として社長へ委任することで、迅速な意思決定が可能な体制を構築しています。
- (2) 当社は、経営会議を原則として隔週開催し、当社グループの経営管理を含む重要事項の協議決定のほか、取締役会の意思決定に資するため取締役会に付議する事項を事前に審

議しています。また、経営会議の諮問機関として、各種の委員会を設置し、各委員会の審議内容のうち必要な事項を経営会議および取締役会に報告する体制とする等、適切な経営管理に努めています。

- (3) 当社は、職務の執行を効率的に行うため、職制、組織体制、業務分掌等を定める社内規程を制定しており、定められた業務分掌に基づき職務執行を行っています。

【その他の取締役の職務執行に係る事項】

(取締役の職務執行の法令・定款適合性確保のための体制、情報の保存および管理に関する体制、子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制)

- (1) 監査等委員会が選定する監査等委員は、経営会議等の重要な会議に出席して審議の内容を確認しています。
- (2) 当社は、取締役会および取締役の権限、責任を社内規程で明確に規定し、当社グループに周知しており、取締役会は当社グループの業務執行に関する重要な情報の報告を受けています。
- (3) 取締役の職務の執行に係る重要な文書等は、社内規程の定めに基づき、保存・管理を行っています。

【監査等委員会の職務を補助する使用人（従業員）に関する体制】

- (1) 当社は、監査等委員会の職務を実効的に行うための組織として監査等委員会室を設置し、専任の使用人を配置しています。当該使用人の人事等は、監査等委員会の同意を必要とする等、監査等委員会の独立性に留意した運営を行っています。

【監査等委員会への報告に関する体制】

- (1) 当社は、監査等委員会または監査等委員会が選定する監査等委員に報告しなければならない事項を内部統制システムに定め、当社グループに周知しています。監査等委員会には当社グループの財務・リスク管理・内部監査の状況、内部通報制度の運用を含むコンプライアンスの状況等を報告しています。
- (2) 内部通報制度の仕組みを定期的に役職員等へ周知するとともに、報告者が不利益を被ることのないよう報告者保護の徹底を図っています。なお、当社では監査等委員会が選定する監査等委員を内部通報制度の通報窓口の1つに規定しています。
- (3) 監査等委員会が選定する監査等委員は、定期的に当社の内部統制に係わる部署（リスクマネジメント統括部、法務コンプライアンス部、財務部、経理部等）および当社グループ会社の監査役等との間で、監査等委員の職務執行に必要な情報を交換し、監査の効率的な実施に努めています。

【監査等委員の職務の執行について生ずる費用または債務に係る方針】

- (1) 当社は、監査等委員会監査等基準において、監査等委員はその職務の執行について生ずる費用または債務を当社に対し請求することができる旨を定めており、当社はこれに従い費用の支払等を行っています。

【その他監査等委員会の監査の実効性確保のための体制】

- (1) 監査等委員会は、社長、監査部、内部統制機能を所管する部署、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換しています。また、監査部および会計監査人から監査計画および監査結果の報告を受けるほか、内部統制機能を所管する部署と連携し子会社を含めた事業所等の情報収集・調査を行うことで、監査の実効性の向上に努めています。
- (2) 監査等委員会が選定する監査等委員は、経営会議等の重要な会議に出席し必要な発言をするほか重要書類を閲覧しています。
- (3) 監査等委員会が弁護士等の外部の専門家の助言を受けた場合、当該費用を当社に請求できる旨を監査等委員会監査等基準に規定しています。

(ご参考) 当社は、2026年4月1日付で、業務の適正を確保するための体制を一部改定しました。主な改定内容は以下のとおりです。

- ① ハラスメント全般に関する内部通報制度として「ハラスメント・ヘルプライン制度」を整備したことによる事項の追加。
- ② 昨今の安全保障やロシア/ウクライナ・米中関係に関する情勢を踏まえ、大量破壊兵器関連物資の取得等への資金提供防止や経済制裁者に係る事項の追加。

連結株主資本等変動計算書

(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
2025年4月1日 期首残高	33,196	545,973	854,270	△20,128	1,413,312
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△60,402		△60,402
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			162,206		162,206
非支配株主との取引に係る 親 会 社 の 持 分 変 動		△789			△789
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
自 己 株 式 の 処 分		△25		272	246
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	△814	101,804	271	101,260
2026年3月31日 期末残高	33,196	545,158	956,074	△19,856	1,514,573

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主 持 分	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰延ヘッジ 損 益	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に 係る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計			
2025年4月1日 期首残高	7,536	25,741	331,228	11,806	376,313	1,368	13,528	1,804,523
連結会計年度中の変動額								
剰 余 金 の 配 当								△60,402
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益								162,206
非支配株主との取引に係る 親 会 社 の 持 分 変 動								△789
自 己 株 式 の 取 得								△0
自 己 株 式 の 処 分								246
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	1,032	△2,985	94,794	5,336	98,178	△117	4,934	102,995
連結会計年度中の変動額合計	1,032	△2,985	94,794	5,336	98,178	△117	4,934	204,256
2026年3月31日 期末残高	8,569	22,755	426,023	17,143	474,491	1,251	18,463	2,008,779

連結注記表

＜連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等＞

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 269社

主要な連結子会社の名称は、事業報告「重要な子会社の状況」に記載のとおりです。

MHC インキュベーションセンター(株)他4社は、設立したため、三福田特定目的会社他26社は、持分等を取得したため、当連結会計年度より連結の範囲に含めています。

北海道八雲ソーラーパーク合同会社他2社は、持分等を追加取得したため、当連結会計年度より持分法適用の範囲から除外し、連結の範囲に含めています。

FP SHIPPING S.A.他14社は、清算終了等により当連結会計年度より連結の範囲から除外しています。

(2) 主要な非連結子会社の名称

記載すべき主要な非連結子会社はありません。

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社のうち153社は、主として匿名組合方式による賃貸事業等を行っている営業者であり、その資産、負債および損益は実質的に当該子会社に帰属せず、かつ、当該子会社との取引がほとんどないため、連結の範囲から除外しています。

非連結子会社のうち47社は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結貸借対照表および連結損益計算書に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しています。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社の数 1社

記載すべき主要な非連結子会社はありません。

(2) 持分法を適用した関連会社の数 67社

主要な持分法適用の関連会社の名称

三菱電機フィナンシャルソリューションズ(株)

Chubu Electric Power & MHC Germany Transmission GmbH

European Energy A/S

三菱オートリース(株)

静止気象衛星システムサービス(株)他6社は、株式等を取得したため、当連結会計年度より持分法の適用範囲に含めています。

Rainbow Connection 2 Pte. Ltd.は、株式の売却により、当連結会計年度より持分法適用の範囲から除外しています。

北海道八雲ソーラーパーク合同会社他2社は、持分等を追加取得したため、当連結会計年度より持分法適用の範囲から除外し、連結の範囲に含めています。

- (3) 持分法を適用しない非連結子会社または関連会社のうち主要な会社等の名称記載すべき主要な非連結子会社および関連会社はありません。

持分法を適用しない理由

非連結子会社のうち153社は、主として匿名組合方式による賃貸事業等を行っている営業者であり、その損益は実質的に当該子会社に帰属せず、かつ、当該子会社との取引がほとんどないため、持分法の適用範囲から除外しています。

非連結子会社のうち46社および関連会社のうち20社は、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結貸借対照表および連結損益計算書に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しています。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

- (1) 決算日が連結決算日と異なる連結子会社

4月末日	2社
5月末日	1社
6月末日	3社
7月末日	1社
8月末日	1社
9月末日	2社
10月末日	18社
11月末日	4社
12月末日	72社
1月末日	44社
2月末日	1社

- (2) 4月末日、7月末日および10月末日を決算日とする連結子会社は、1月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により連結しています。

5月末日、8月末日および11月末日を決算日とする連結子会社は、2月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により連結しています。

6月末日、9月末日を決算日とする連結子会社は、12月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により連結しています。

なお、12月末日を決算日とする連結子会社のうち7社については、連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行っています。

その他の連結子会社は、それぞれの決算日現在の財務諸表を使用しています。

また、連結決算日と上記の決算日等との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っています。

- (3) 従来、連結子会社のうち決算日が12月31日であったEngine Lease Finance Corporationおよび傘下の子会社8社、CAI International, Inc.および傘下の子会社15社、PNW Railcars, LLC*および傘下の子会社2社については、連結計算書類作成にあ

たり、同日現在の財務諸表を使用し連結決算日との間に生じた連結会社間の重要な取引の連結上必要な調整を行っていました。当連結会計年度より、当該連結子会社の決算日を連結決算日と同一の3月31日に変更したことから、当連結会計年度の連結計算書類作成にあたっては、2025年1月1日から2025年3月31日までの損益は連結損益計算書を通して調整する方法を採用し、当連結会計年度における連結対象期間は2025年1月1日から2026年3月31日までの15カ月間となります。

当該連結子会社の2025年1月1日から2025年3月31日までの売上高は67,204百万円、営業利益は19,316百万円、経常利益は19,629百万円、税金等調整前当期純利益は19,629百万円、当期純利益は15,242百万円です。また、同期間の繰延ヘッジ損益は3,004百万円、為替換算調整勘定は20,559百万円減少しています。

なお、当該変更にともない、当連結会計年度における連結損益計算書の親会社株主に帰属する当期純利益は22,820百万円増加しています。

※PNW Railcars, LLCは、2026年3月31日付でPNW Railcars, Inc.から会社形態を変更しています。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

① 有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

その他有価証券のうち、営業目的の金融収益を得るために所有する債券等（営業有価証券）

・ 市場価格のない株式等以外のもの

時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しています。）

・ 市場価格のない株式等

主に移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合およびそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっています。

また、一部の在外連結子会社が有している組合等への出資については、各投資先が認識した時価評価を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっています。

その他有価証券のうち、上記以外のもの

・ 市場価格のない株式等以外のもの

時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しています。）

- ・市場価格のない株式等
移動平均法による原価法
なお、投資事業有限責任組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっています。

② デリバティブ

時価法

③ 棚卸資産

主に個別法による原価法

（連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 賃貸資産

主にリース期間または資産の見積耐用年数を償却年数とし、期間満了時の賃貸資産の見積処分価額を残存価額とする基準による定額法を採用しています。

② その他の営業資産

資産の見積耐用年数を償却年数とし、定額法を採用しています。

③ 社用資産

当社および国内連結子会社は主に定率法を採用しています。

ただし、建物（建物附属設備を除く）ならびに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については主に定額法を採用しています。

在外連結子会社は主に定額法を採用しています。

④ その他の無形固定資産（のれんを除く）

ソフトウェア（自社利用分）については、主に社内における見込利用可能期間（5年～10年）に基づく定額法を採用しています。

その他の償却性資産については、主に見込有効期間に基づく定額法を採用しています。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権および破産更生債権等（破綻先および実質破綻先に対する債権）については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

また、「リース業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 業種別委員会実務指針第19号 改正2024年9月13日）に定める「貸倒見積高の算定に関する取扱い」によっています。

なお、破産更生債権等については、債権額から回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は8,347百万円です。

また、国際財務報告基準適用の在外連結子会社は、主に過去の貸倒実績に応じ、現在および将来の経済状況等を踏まえて調整した損失率等を使用して12ヶ月または予想残存期間の全期間の予測信用損失を測定し、貸倒引当金を計上しています。

米国会計基準適用の在外連結子会社は、主に過去の貸倒実績に応じ、現在および将来の経済状況等を踏まえて調整した損失率等を使用して予想残存期間の全期間の予想信用損失を測定し、貸倒引当金を計上しています。

② 賞与引当金

当社および一部の連結子会社は、従業員の賞与支給に充てるため、翌期支給見込額のうち当連結会計年度に帰属する額を計上しています。

③ 役員賞与引当金

当社および一部の連結子会社は、役員および執行役員等の賞与支給に充てるため、翌期支給見込額のうち当連結会計年度に帰属する額を計上しています。

④ 役員退職慰労引当金

一部の国内連結子会社は、役員および執行役員の退職慰労金の支給に充てるため、支給内規に基づく当連結会計年度末要支給額の全額を計上しています。

⑤ 役員株式給付引当金

当社は、業績連動型株式報酬制度に基づき役員および執行役員等への当社株式の交付等に備えるため、当連結会計年度末における負担見込額を計上しています。

⑥ 補償損失引当金

将来発生する可能性のある補償損失に備えるため、合理的な見積りに基づく引当金を計上しています。

詳細は、＜連結損益計算書に関する注記＞3.補償損失引当金繰入額に記載の通りです。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

② 数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間（11年～15年）による定額法により費用処理しています。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年～17年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しています。

(5) 重要な収益および費用の計上基準

① ファイナンス・リース取引に係る売上高および売上原価の計上基準

リース契約期間に基づくリース契約上の収受すべき月当たりのリース料を基準として、その経過期間に対応する売上高および売上原価を計上しています。

② オペレーティング・リース取引に係る売上高の計上基準

リース契約期間に基づくリース契約上の収受すべき月当たりのリース料を基準として、その経過期間に対応するリース料を計上しています。

なお、賃貸資産の処分に係る処分額および処分原価は、当社および国内連結子会社は、それぞれ、「売上高」および「売上原価」に含めて計上しています。

③ 顧客との契約から生じる収益の計上基準

約束した財またはサービスの支配が顧客に移転した時点で当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しています。主要な事業における主な履行義務の内容および収益を認識する時点は以下のとおりです。

(メンテナンス受託売上)

リース契約に付帯して、メンテナンス等のサービスを顧客に提供しています。サービスを提供した時点で履行義務を充足したと判断し、収益を認識しています。

(商品販売売上、リース物件の売却売上等)

商品販売売上および国際財務報告基準または米国会計基準を適用している在外連結子会社のリース契約満了時におけるリース物件の売却等については、顧客に対する引き渡し完了した時点で履行義務を充足したと判断し、収益を認識しています。

(売電売上)

顧客に対する電力の供給量に応じて会計期間に対応した売電売上を算定して収益を認識しています。

(6) 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。なお、為替予約等の振当処理の対象となっている外貨建金銭債権債務については、当該為替予約等の円貨額に換算しています。

在外連結子会社の資産および負債は、各社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益および費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定および非支配株主持分に含めています。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジを採用しています。

なお、振当処理の要件を満たしている為替予約等については振当処理を、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理を採用しています。

- ② ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段…金利スワップ取引、通貨金利スワップ取引、為替予約取引、在外連結子会社および在外関連会社に対する持分への投資ならびに外貨建その他有価証券に係る外貨建負債
ヘッジ対象…借入金、社債、コマーシャル・ペーパー、債権流動化に伴う支払債務、在外連結子会社および在外関連会社に対する持分への投資ならびに外貨建その他有価証券
- ③ ヘッジ方針およびヘッジ有効性評価の方法
金利および為替変動リスクをヘッジし、安定した収益を確保するために、社内規程に基づき、デリバティブ取引を行っています。
金利変動リスクについては、主たる営業資産であるリース料債権および割賦債権等は長期固定金利である一方で、銀行借入等の資金調達の中には変動金利のものがあるため、資産、負債の総合的な管理（A L M：Asset Liability Management）に基づき、かつ、ヘッジ手段となるデリバティブ取引の想定元本がヘッジ対象となる負債の範囲内となるように管理し、包括的にヘッジを行っています。さらに、個別案件の利鞘を確定する目的で金利関連のデリバティブ取引を行っています。
為替変動リスクについては、個別の外貨建資産、負債、在外連結子会社および在外関連会社に対する持分への投資ならびに外貨建その他有価証券等を対象に通貨関連のデリバティブ取引および外貨建負債によるヘッジを行っています。
ヘッジ対象の金利および為替変動リスクが減殺されているかどうかを検証することにより、ヘッジの有効性を評価しています。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しています。
なお、これらの取引状況は四半期ごとに担当役員に報告することとしています。
また、連結子会社のデリバティブ取引については、当社の社内規程を準用し、取引期間中において四半期ごとに、デリバティブ取引と対応債権債務とのヘッジ状況、契約先、取引金額、残存期間、取引時価を当社に報告することとしています。
- (8) のれんの償却方法および償却期間
主に20年間で均等償却しています。
- (9) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項
営業目的の金融収益を得るために所有する債券等（営業有価証券）の会計処理
当該債券等は、「投資有価証券」に237,730百万円、「有価証券」に5,868百万円を含めて計上しています。
なお、当該金融収益（利息収入および償還差額ならびに組合損益持分相当額）は「売上高」に含めて計上しています。
- (10) 在外連結子会社の会計処理基準
在外連結子会社の財務諸表が、国際財務報告基準または米国会計基準に準拠して作成されている場合には、それらを連結決算手続上利用しています。

なお、在外連結子会社の財務諸表が、国際財務報告基準または米国会計基準以外の各所在地国で公正妥当と認められた会計基準に準拠して作成されている場合には、国際財務報告基準に準拠して修正しています。

<表示方法の変更に関する注記>

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において、「流動負債」の「その他の流動負債」に含めていた「補償損失引当金」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。なお、前連結会計年度の「補償損失引当金」は968百万円です。

<会計上の見積りに関する注記>

(賃貸資産の減損)

賃貸資産については、減損の兆候がある場合には、減損損失を認識するかどうかの判定を行っています。減損損失が認識された場合には、賃貸資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しています。

回収可能価額に用いる将来キャッシュ・フローについては、主に将来のリース料、リース期間、満了時の残存価値等に基づく見積りにより算定しています。これらの見積りは合理的と判断していますが、前提条件や事業環境等に変化が見られた場合には、翌連結会計年度以降の連結計算書類において重要な影響を与える可能性があります。

米国で航空機リースを営むJSA International Holdings, L.P.グループの保有する航空機（当連結会計年度末 賃貸資産1,627,012百万円）については、定期的に将来キャッシュ・フローの確認を行い、減損損失を認識するかどうかの判定を米国会計基準にしたがい行っています。当該判定においては帳簿価額と割引前将来キャッシュ・フローを比較し、割引前将来キャッシュ・フローが帳簿価額より低い資産については、帳簿価額が公正価値を超える金額を減損損失として計上しています。将来キャッシュ・フローについては、現行リース料、将来のリース料、満了時の残存価値、処分コスト、リース期間、オフリース期間、更新期間等で構成され、将来のリース料、満了時の残存価値は鑑定会社による鑑定結果を、処分コスト、リース期間、オフリース期間、更新期間は過去の実績等の見積りにより算定しています。

当連結会計年度においては、航空機に対する減損損失を連結損益計算書の「売上原価」に2,885百万円計上しています。

(のれん等の評価)

のれんおよび投資有価証券に含まれるのれん相当については、減損の兆候がある場合には、減損損失を認識するかどうかの判定を行っています。減損損失が認識された場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しています。

回収可能価額に用いる将来キャッシュ・フローについては、当該会社のこれまでの営業実績、将来の事業環境を考慮し作成された事業計画等に基づく見積りにより算定しています。

これらの見積りは合理的と判断していますが、前提条件や事業環境等に変化が見られた場合には、翌連結会計年度以降の連結計算書類において重要な影響を与える可能性があります。

当連結会計年度末においては、91,644百万円ののれんおよび90,267百万円の投資有価証券に含まれるのれん相当を計上しています。

(貸倒引当金の計上)

貸倒引当金については、内部管理規程にしたがい、取引先の経営状態や支払状況等の信用情報に基づいて、対象債権を一般債権、貸倒懸念債権および破産更生債権等に区分し、一般債権は貸倒実績率により、貸倒懸念債権および破産更生債権等（破綻先および実質破綻先に対する債権）は個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を貸倒引当金として計上しています。回収不能見込額については、取引先の財政状態、担保物の見積回収可能価額、キャッシュ・フロー見積法における将来キャッシュ・フロー等に基づき算定しています。

また、国際財務報告基準適用の在外連結子会社は、国際財務報告基準第9号「金融商品」を適用し、予想信用損失（ECL）モデルに基づき主に過去の貸倒実績に応じ、現在および将来の経済状況等を踏まえて調整した損失率等を使用して12カ月または予想残存期間の全期間の予想信用損失を測定し、貸倒引当金を計上しています。

米国会計基準適用の在外連結子会社は、米国財務会計基準審議会会計基準更新書（ASU）第2016-13号「金融商品－信用損失」を適用し、現在予想信用損失（CECL）モデルに基づき主に過去の貸倒実績に応じ、現在および将来の経済状況等を踏まえて調整した損失率等を使用して予想残存期間の全期間の予想信用損失を測定し、貸倒引当金を計上しています。

これらの見積りは合理的と判断していますが、前提条件や事業環境等に変化が見られた場合には、翌連結会計年度以降の連結計算書類において重要な影響を与える可能性があります。

当連結会計年度末においては、60,377百万円の貸倒引当金を計上しています。

＜追加情報＞

（業績連動型株式報酬制度）

当社は、当社の監査等委員である者を除く取締役（非業務執行取締役および国内非居住者を除く。以下同じ。）ならびに執行役員等（国内非居住者を除く。以下、取締役とあわせて「取締役等」という。）に対するインセンティブ・プランとして、業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」という。）を導入しています。

1. 本制度の概要

本制度は、当社の取締役等を対象として、当社の中期経営計画の目標値に対する業績達成度等に応じて、当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下、「当社株式等」という。）の交付および給付（以下、「交付等」という。）が行われる株式報酬制度です。当社は、将来交付等を行う当社株式を予め取得するために、信託銀行に金銭を信託し、信託銀行はその信託された金銭により当社株式を取得します。また、別途定める株式交付規程に基づき、取締役等にポイントを付与し、そのポイントに応じて取締役等に当社株式等の交付等を行います。

2. 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額により、純資産の部に自己株式として計上しています。当連結会計年度末における当該自己株式の帳簿価額および株式数は2,034百万円および2,395千株です。

＜連結貸借対照表に関する注記＞

1. 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しています。

2. 担保に供している資産および対応する債務

(1) 担保に供している資産

現金及び預金	31,873百万円
割賦債権	44,953百万円
リース債権及びリース投資資産	713,056百万円
営業貸付金	199,139百万円
その他の流動資産	12,466百万円
賃貸資産	1,627,771百万円
その他の営業資産	121,099百万円
その他の無形固定資産	21,063百万円
投資有価証券	20,691百万円
その他の投資その他の資産	118百万円
オペレーティング・リース契約債権	168百万円

合 計 2,792,404百万円

(2) 担保提供資産に対応する債務

短期借入金	1,689百万円
社債（一年内償還予定を含む）	9,500百万円
長期借入金（一年内返済予定を含む）	1,031,205百万円
債権流動化に伴う支払債務（長期を含む）	697,892百万円
その他の固定負債	83百万円

合 計 1,740,370百万円

(注) 担保提供資産のうち営業貸付金8,125百万円および投資有価証券16,967百万円は、出資先が有する金融機関からの借入債務に対する担保として根質権または抵当権が設定されているものです。

3. 有形固定資産の減価償却累計額

賃貸資産	1,615,693百万円
その他の営業資産	86,965百万円
社用資産	19,471百万円

合 計 1,722,129百万円

(注) 上記減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれています。

4. 保証債務等

(1) 営業上の保証債務等（保証予約を含む）

営業保証額	12,854百万円
-------	-----------

(2) 銀行借入金に対する保証債務等（保証予約を含む）

AYVENS MHC MOBILITY SERVICES	1,316百万円
MALAYSIA SDN. BHD.(注)	
従業員（住宅資金）	6百万円

小計	1,323百万円
----	----------

合計	14,178百万円
----	-----------

(注) ALD MHC MOBILITY SERVICES MALAYSIA SDN. BHD. から商号変更しています。

5. 顧客との契約から生じた債権、契約資産および契約負債の残高は、次のとおりです。

顧客との契約から生じた債権（注）1	12,568百万円
-------------------	-----------

契約資産	－百万円
------	------

契約負債（注）2	16,538百万円
----------	-----------

(注) 1. 連結貸借対照表のうち、「賃貸料等未収入金」および「その他の流動資産」に含まれています。

2. 連結貸借対照表のうち、「その他の流動負債」に含まれています。

<連結損益計算書に関する注記>

1. 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しています。

2. 段階取得に係る差益

太陽光発電事業を営む北海道八雲ソーラーパーク合同会社を営業者とする匿名組合他2社への出資を増額し、同社および他2社を連結子会社にしたことによるものです。

3. 補償損失引当金繰入額

英国における自動車ローン手数料に関する問題を受け、2026年3月30日に、英国の金融行為規制機構(Financial Conduct Authority、以下「FCA」という。)より、自動車ローンの顧客に対する最終的な補償スキームが公表されました。

当社の連結子会社であるMitsubishi HC Capital UK PLCは、過去の自動車ローン契約に関連して将来発生する可能性のある補償損失に備えるため、一定のシナリオを設定したうえで補償損失引当金を計上することとしています。FCAによる最終補償スキームの公表を受け、シナリオおよび発生可能性の見直しを行いました。その結果、当連結会計年度における引当金繰入額が臨時的かつ多額となることから、当該金額を特別損失として計上しています。

4. 減損損失

以下の資産について減損損失を計上しています。

(1) 有形固定資産

用途	種類	減損損失（百万円）
賃貸資産	輸送用機器（航空機）	2,885
賃貸資産	輸送用機器（航空機エンジン）	2,202

当社の一部の連結子会社は、航空機リースに係る資産のグルーピング単位を個別の航空機として、航空機エンジンリースに係る資産のグルーピング単位を個別の航空機エンジンとして、減損の兆候の有無を判断しています。今後生ずると見込まれる将来キャッシュ・フローが減少したことにより収益性が低下した賃貸資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として売上原価に計上しています。

なお、当該資産の回収可能価額は、主に正味売却価額としており、売却予定価格等により算定しています。

(2) 無形固定資産

用途	種類	減損損失（百万円）
—	無形固定資産その他	9,578

当社の一部の連結子会社は、航空機の機体ごとのリース契約を資産のグルーピング単位として減損の兆候の有無を判断しています。リース契約の条件変更等により減損の兆候が識別された航空機リースに関連した無形固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として売上原価に計上しています。

なお、当該資産の回収可能価額については、将来キャッシュ・フローが見込まれないと判断した場合には回収可能価額をゼロとして評価しており、将来キャッシュ・フローが見込まれる場合には、当該キャッシュ・フローを5.2%で割り引いて算定しています。

<連結株主資本等変動計算書に関する注記>

1. 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しています。
2. 発行済株式の種類および総数に関する事項

	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 の株式数
発行済株式				
普通株式	1,466,912千株	一千株	一千株	1,466,912千株
合 計	1,466,912千株	一千株	一千株	1,466,912千株

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

- ① 2025年5月21日の取締役会において、次のとおり決議しています。

・普通株式の配当に関する事項

- (イ) 配当金の総額 28,761百万円
(ロ) 1株当たりの配当額 20円00銭
(ハ) 基準日 2025年3月31日
(ニ) 効力発生日 2025年6月9日

(注) 2025年5月21日開催の取締役会決議による配当金の総額には、業績連動型株式報酬制度として信託が保有する当社株式に対する配当金50百万円が含まれています。

- ② 2025年11月14日の取締役会において、次のとおり決議しています。

・普通株式の配当に関する事項

- (イ) 配当金の総額 31,640百万円
(ロ) 1株当たりの配当額 22円00銭
(ハ) 基準日 2025年9月30日
(ニ) 効力発生日 2025年12月5日

(注) 2025年11月14日開催の取締役会決議による配当金の総額には、業績連動型株式報酬制度として信託が保有する当社株式に対する配当金52百万円が含まれています。

- (2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの
2026年5月20日開催の取締役会において、次のとおり決議を予定しています。

・普通株式の配当に関する事項

- (イ) 配当金の総額 34,519百万円
(ロ) 配当の原資 利益剰余金
(ハ) 1株当たりの配当額 24円00銭
(ニ) 基準日 2026年3月31日
(ホ) 効力発生日 2026年6月8日

(注) 2026年5月20日開催の取締役会決議による配当金の総額には、業績連動型株式報酬制度として信託が保有する当社株式に対する配当金57百万円が含まれています。

4. 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

取締役会決議日	目的となる株式の種類	目的となる株式の数	新株予約権の残高
2012年9月27日	普通株式	21,600株	216個
2013年9月26日	普通株式	14,700株	147個
2014年9月25日	普通株式	31,500株	315個
2015年9月29日	普通株式	55,500株	555個
2016年9月29日	普通株式	92,000株	920個
2017年9月27日	普通株式	177,300株	1,773個
2018年6月28日	普通株式	159,100株	1,591個
2019年6月25日	普通株式	282,700株	2,827個
2020年6月24日	普通株式	312,700株	3,127個
2021年6月25日	普通株式	630,700株	6,307個
2022年6月28日	普通株式	714,000株	7,140個

<金融商品に関する注記>

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループはリース取引、割賦取引、金融取引を中心とする事業を行っています。

これらの事業を行うため、銀行借入等による間接金融のほか、社債やコマーシャル・ペーパーの発行、債権流動化による直接金融によって資金調達を行っています。

資産運用と資金調達の金利形態や契約期間等のミスマッチによって発生する金利変動リスクを適正に管理運営するため、資産、負債の総合的な管理（ALM）を行っています。

また、デリバティブ取引については、主に金利および為替変動リスクをヘッジする目的で取り組んでおり、投機的な取引および短期的な売買損益を得る取引は行っていません。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク

当社グループが保有する金融資産は、主に、リース取引、割賦取引、金融取引に係る債権であり、取引先等の破綻によりリース料等の不払いが発生する信用リスクがあります。

また、有価証券および投資有価証券は、主に株式、債券、組合出資金であり、事業推進目的および金融収益を得る営業目的で保有しており、これらは、それぞれ発行体の信用リスクおよび金利変動リスク、市場価格の変動リスクを内包しています。

借入金、社債、コマーシャル・ペーパー等は、一定の環境のもとで当社グループが市場から調達できなくなる場合など、支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクを内包しています。また、変動金利の支払債務については、金利変動リスクを内包しています。

当社グループの主な資金運用はリース取引、割賦取引、金融取引であり、リース料債権、割賦債権、金融取引に係る一部の債権は固定金利です。一方、資金調達の中には変動金利のものがあり、これらは、金利変動リスクを内包しています。かかる金利変動リスクを包括的にヘッジする目的および個別営業案件の利鞘を確定し安定した収益を確保する目的で金利関連のデリバティブ取引を行っています。また、個別の外貨建資産、負債等の為替変動リスクをヘッジするために、通貨関連のデリバティブ取引および外貨建負債によるヘッジを行っています。

当社グループはデリバティブ取引等に関してヘッジ会計を適用しており、その内容は<連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等>4.会計方針に関する事項（7）重要なヘッジ会計の方法に記載のとおりです。

当社グループが行っているデリバティブ取引は市場リスクと信用リスクを有しています。なお、当社グループが行っているデリバティブ取引は、主にヘッジ対象資産、負債等の金利および為替変動リスクを軽減することを目的としているため、デリバティブ取引が当社グループ全体の市場リスクを軽減する役割を果たしています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当社グループは、信用リスク管理規程にしたがい、全体戦略、資本の状況、信用格付ポートフォリオの特性等を踏まえ、個別与信判断、取引先グループごとの与信状況管理等を行っています。この与信管理は営業部門および審査部門により行われ、定期的にリスク管理委員会、経営会議、取締役会にて審議、報告を行っています。また、監査部門において管理状況の検証・監査を行っています。

② 市場リスクの管理

当社グループでは、市場リスク管理規程に基づき、金利変動リスクを主体とした市場リスクの管理を行っています。

金利変動リスクを適正に管理運営するため、金利情勢を常時注視することはもちろんのこと、資産運用と資金調達の金利形態や契約期間等のミスマッチの状況も随時把握しています。金利変動リスクの状況は、役員および関連する部署の部門長で構成するALM委員会を四半期ごとに開催し、マーケットの情勢や、資産・負債のポートフォリオの分析を行い、当面のリスク管理方針を審議することとしています。また、定期的に開催されるリスク管理委員会に報告しています。

③ 為替リスクの管理

為替変動リスクは、外貨建資産に見合う外貨建負債を調達するほか、通貨関連のデリバティブ取引を用いることでヘッジしています。為替変動リスクの状況については、リスク管理委員会に報告しています。

④ 価格変動リスクの管理

有価証券および投資有価証券の価格変動リスクについては、リスク管理委員会に報告しています。なお、株式はその多くが取引推進目的で保有されていることから、取引先の財務状況のモニタリングや取引状況の確認、また、資本コストの観点からも検証を行い、保有を継続するかどうかを判断しています。

⑤ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当社グループは、グループ全体の資金管理状況を把握するとともに、長短の調達バランスの調整などを行っています。また、複数の金融機関からのコミットメントラインの取得や、資金調達手段の多様化を進めることで、資金流動性の確保に努めています。加えて、当社の資金流動性リスク管理規程にしたがい、調達環境におけるリスク顕在化の蓋然性をモニタリングし、流動性リスクの状況を毎月担当役員へ報告するとともに、担当役員が流動性リスクのステージ判定を行い、判定結果は、ALM委員会およびリスク管理委員会に報告しています。また、ステージごとにコンティンジェンシープランを整備し、不測の事態が発生した場合に適切なプランの発動が行える体制を構築しています。

⑥ デリバティブ取引

デリバティブ取引は社内規程において、その利用目的や承認権限等を定めています。デリバティブ取引の利用目的は、金利・為替変動リスク等のヘッジであり、当社の個別取引に関しては財務部が執行しています。金利変動リスクについてはALMにより資産、負債等を含めて総合的に管理し、為替変動リスクについては個別案件ごとに管理しています。これらデリバティブ取引の状況は、四半期ごとに担当役員に報告しています。また、取引先別の信用・取引状況に応じた極度額を設けることにより取引先の不履行による信用リスクを管理しています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。なお、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（以下、「時価開示適用指針」という。）第5項にしたがい市場価格のない株式等については次表に含めていません。また、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（以下、「時価算定会計基準適用指針」という。）第24-16項の取扱いを適用した連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資についても、次表には含めていません。

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しています。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しています。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1)有価証券および投資有価証券				
その他有価証券				
株式	14,285	—	8,760	23,046
国債・地方債等	5,871	—	—	5,871
社債	—	17,624	—	17,624
その他	—	8,263	196	8,459
(2)デリバティブ取引(*1,*2)				
通貨関連	—	△44,997	—	△44,997
金利関連	—	20,188	—	20,188
資産計	20,157	1,078	8,957	30,193

(*1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、△で示しています。

(*2) デリバティブ取引のうち、ヘッジ会計を適用している取引の連結貸借対照表計上額は△24,515百万円です。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

現金及び預金、支払手形及び買掛金、短期借入金、コマーシャル・ペーパーは、現金であること、または短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似するものであることから、記載を省略しています。

(単位：百万円)

区分	時価				連結 貸借対照表 計上額	差額
	レベル1	レベル2	レベル3	合計		
(1)割賦債権 (*1) 貸倒引当金 (*2)	—	—	181,365	181,365	181,103 △1,610 179,493	1,872
(2)リース債権及びリース投資資産 (*3) 貸倒引当金 (*2)	—	64,495	3,165,212	3,229,707	3,186,012 △8,381 3,177,630	52,076
(3)営業貸付金 貸倒引当金 (*2)	—	—	2,104,579	2,104,579	2,133,536 △14,879 2,118,657	△14,078
(4)その他営業貸付金 貸倒引当金 (*2)	—	463	233,143	233,607	234,005 △676 233,329	278
(5)有価証券および投資 有価証券 満期保有目的の債券 国債・地方債等	4,160	—	—	4,160	4,314	△153
(6)破産更生債権等 貸倒引当金 (*2)	—	—	38,996	38,996	70,882 △31,885 38,996	—
資産計	4,160	64,959	5,723,296	5,792,416	5,752,420	39,996
(7)社債	—	2,458,938	—	2,458,938	2,481,204	△22,266
(8)長期借入金	—	5,024,319	—	5,024,319	5,046,087	△21,768
(9)債権流動化に伴う 支払債務	—	690,558	—	690,558	697,892	△7,334
負債計	—	8,173,815	—	8,173,815	8,225,185	△51,369

(*1) 連結貸借対照表計上額は、割賦未実現利益を控除しています。

(*2) 割賦債権、リース債権及びリース投資資産、営業貸付金、その他の営業貸付債権、破産更生債権等は、それぞれに対応する貸倒引当金を控除しています。

(*3) 連結貸借対照表との差額は、所有権移転外ファイナンス・リースに係る見積残存価額87,162百万円です。

(注) 1. 時価の算定に用いた評価技法および時価の算定に係るインプットの説明
時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(1) 有価証券および投資有価証券

上場株式は取引所の価格を時価としており、レベル1の時価に分類しています。なお、非上場株式のうち重要な観察できないインプットを用いて時価を算定しているものについてはレベル3の時価に分類しています。

債券については、公表された相場価格があるものについては当該価格を時価としており、国債・地方債についてはレベル1の時価に分類しており、それ以外についてはレベル2の時価に分類しています。公表された相場価格がないもののうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、発行体の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっています。一方、固定金利によるものは、将来キャッシュ・フローを期末時点のリスクフリーレートにスプレッドを加味して割り引いた金額によっています。これらについては観察可能なインプットを用いておりレベル2の時価に分類しています。

(2) デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価は、金融機関から提示された価格、もしくは観察可能なインプットを用いて算出した割引現在価値に基づいて算定しており、レベル2の時価に分類しています。金利スワップの特例処理、為替予約ならびに通貨スワップの振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金などと一体として処理されているため、その時価は当該負債の時価に含めて記載しています。〔時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品〕(8)参照

時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(1) 割賦債権

内部格付、期間等に基づく区分ごとに、回収予定額の合計額を同様の新規割賦販売を行った場合に想定される利率で割り引く、もしくは内部格付、期間等に基づく区分ごとに、回収予定額から貸倒見積高を控除した額の合計額を期末時点のリスクフリーレートにて割り引いて時価を算定しており、レベル3の時価に分類しています。

(2) リース債権及びリース投資資産

内部格付、期間等に基づく区分ごとに、回収予定額から維持管理費用見積額を控除した額の合計額を、同様の新規リース取引を行った場合に想定される利率で割り引く、もしくは内部格付、期間等に基づく区分ごとに、回収予定額から維持管理費用見積額および貸倒見積高を控除した額の合計額を期末時点のリスクフリーレートにて割り引いて時価を算定しており、重要な観察できないインプットを用いている場合にはレベル3の時価に、そうでない場合はレベル2の時価に分類しています。

(3) 営業貸付金

営業貸付金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸付先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため当該帳簿価額によっています。一方、固定金利によるものは、貸付金の種類および内部格付、期間等に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引く、もしくは貸付金の種類および内部格付、期間等に基づく区分ごとに、元利金の合計額から貸倒見積高を控除した額を期末時点のリスクフリーレートにて割り引いて時価を算定しています。これらについてはレベル3の時価に分類しています。

(4) その他の営業貸付債権

貸付金の種類および内部格付、期間等に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引く、もしくは貸付金の種類および内部格付、期間等に基づく区分ごとに、元利金の合計額から貸倒見積高を控除した額を期末時点のリスクフリーレートにて割り引いて時価を算定しています。また、短期間で決済されるものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。これらについては重要な観察できないインプットを用いている場合にはレベル3の時価に、そうでない場合はレベル2の時価に分類しています。

(5) 有価証券および投資有価証券

満期保有目的の債券については、公表された相場価格があるものについて当該価格を時価としており、国債・地方債についてはレベル1の時価に分類しており、それ以外についてはレベル2の時価に分類しています。

(6) 破産更生債権等

破産更生債権等については、担保および保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から貸倒見積高を控除した金額に近似していると考えられるため、当該価額をもって時価としており、レベル3の時価に分類しています。

(7) 社債

当社グループが発行する社債のうち、短期間で決済されるものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。また、長期間で決済されるもののうち変動金利によるものは、市場金利を短期間で反映し、かつ当社グループの信用状態は社債発行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額に近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっています。これらを除く社債は、市場価格のあるものについては市場価格に基づき、市場価格の無いものについては、主に一定の期間ごとに区分した当該社債の元利金の合計額を同様の調達において想定される利率で割り引いて時価を算定しています。これらについてはレベル2の時価に分類しています。

(8) 長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは、市場金利を短期間で反映し、かつ当社グループの信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっています。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該長期借入金の元利金の合計額(*)を同様の調達において想定される利率で割り引いて時価を算定しています。これらについてはレベル2の時価に分類しています。

(*) 金利スワップの特例処理の対象とされた長期借入金については、金利スワップと一体として処理した結果の元利金の合計額。通貨スワップの振当処理の対象とされた長期借入金については、通貨スワップと一体として処理した結果の元利金の合計額。

(9) 債権流動化に伴う支払債務

債権流動化に伴う支払債務のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、かつ当社グループの信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額に近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっています。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該債権流動化に伴う支払債務の元利金の合計額を同様の調達において想定される利率で割り引いて時価を算定しています。これらについてはレベル2の時価に分類しています。

(注) 2. 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

(1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報

区分	評価技法	重要な観察できない インプット	インプットの範囲	インプットの 加重平均
有価証券および投資有価証券				
株式	割引現在価値法	割引率	12.50%	12.50%

国際財務報告基準を適用している在外連結子会社が保有する非上場株式の時価を現在価値技法にて算定するにあたり、割引率および将来キャッシュ・フローを重要な観察できないインプットとして使用しており、レベル3の時価に分類しています。当該将来キャッシュ・フローは、将来の収益性、資本的支出、および債務の返済等を考慮し見積もっており、将来キャッシュ・フローの大幅な上昇（下落）は、株式の時価の著しい上昇（下落）を生じさせます。

その他については金額的重要性が乏しいため、記載を省略しています。

(2) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益

(単位：百万円)

区分	有価証券および投資有価証券		合計
	株式	その他	
期首残高	10,235	424	10,659
当期の損益またはその他の包括利益			
損益に計上(*1)	180	－	180
その他の包括利益に計上	1,110	－	1,110
購入、売却・償還			
購入	2,048	－	2,048
売却・償還	△4,814	△228	△5,043
レベル3の時価への振替	－	－	－
レベル3の時価から振替	－	－	－
期末残高	8,760	196	8,957
当期の損益に計上した額のうち連結貸借対照表日において保有する金融資産および金融負債の評価損益(*1)	180	－	180

(*1) 主に連結損益計算書のその他の営業外収益に含まれています。

(3) 時価の評価プロセスの説明

時価の測定は、所定のルールにしたがって営業部門から独立した管理部門により行われており、金融商品の個々の性質、特徴ならびにリスクを最も適切に反映できる評価モデルを採用しています。

また、管理部門は時価変動に影響を与えうる重要な指標の推移をモニタリングし、価格変動との整合性の確認を行っています。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響の説明

割引率

重要な観察できないインプットである割引率は、市場金利に調整を加えた利率であり、金融商品のキャッシュ・フローの不確実性に対し市場参加者が対価として要求する金額であるリスク・プレミアム等から構成されています。割引率の大幅な上昇(下落)は、株式の時価の著しい下落(上昇)を生じさせます。

＜賃貸等不動産に関する注記＞

当社グループでは、主に全国主要都市に賃貸用のオフィスビルや商業施設、住宅、物流倉庫を所有しています。当連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は12,921百万円（主な賃貸収益および賃貸費用はそれぞれ売上高および売上原価に計上）、売却損益は12,021百万円（主な売却収益および売却費用はそれぞれ売上高および売上原価に計上）です。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、期中増減額および時価は、次のとおりです。

連 結 貸 借 対 照 表 計 上 額			当連結会計年度末の時価
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
419,836百万円	148,793百万円	568,630百万円	629,795百万円

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額です。
2. 当連結会計年度増減額のうち、主な増加額は不動産取得（176,646百万円）、新規連結子会社取得（60,054百万円）、主な減少額は不動産売却（89,289百万円）です。
3. 当連結会計年度末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価に基づく金額および収益還元法に基づく金額です。ただし、直近の評価時点から、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に重要な変動が生じていない場合には、直近の評価額に一定の調整をした金額によっています。その他の物件については収益還元法に基づいて自社で合理的に算定した金額や市場価格を反映していると考えられる指標に基づく金額、また一部の建物等の償却資産および時価の変動が軽微であると考えられる当連結会計年度に新規取得した物件については、適正な帳簿価額をもって時価としています。

<収益認識に関する注記>

(収益の分解情報)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント						
	カスタマーソリューション	海外カスタマー	環境エネルギー	航空	ロジスティクス	不動産	モビリティ
メンテナンス受託売上	48,917	33,355	3	－	－	－	0
商品販売売上	13,446	1,651	－	29,643	1,043	－	－
売電売上	14	1,037	32,141	－	－	－	－
リース物件の売却売上等(注)2	－	75,004	－	17,113	2,855	－	399
その他	8,898	11,377	4,145	4,162	201	13,742	96
顧客との契約から生じる収益	71,277	122,426	36,290	50,920	4,101	13,742	496
その他の収益(注)3	949,719	388,705	9,737	288,757	174,801	96,893	6,257
合計	1,020,996	511,131	46,027	339,677	178,902	110,635	6,753

(単位：百万円)

	調整額 (注)1	連結 損益計算書 計上額
メンテナンス受託売上	－	82,277
商品販売売上	1	45,786
売電売上	－	33,193
リース物件の売却売上等(注)2	－	95,372
その他	1,092	43,717
顧客との契約から生じる収益	1,093	300,346
その他の収益(注)3	166	1,915,037
合計	1,260	2,215,384

(注) 1. 売上高の調整額は、報告セグメントに帰属しない全社売上です。

2. リース物件の売却売上等は、国際財務報告基準または米国会計基準を適用している在外連結子会社のリース契約満了時におけるリース物件の売却売上、およびリース契約の譲渡をともなう物件売却売上等です。

3. その他の収益には、主にファイナンス・リース売上、オペレーティング・リース売上、営業貸付収益、割賦売上高が含まれています。

＜1株当たり情報に関する注記＞

1株当たり純資産額	1,385円22銭
-----------	-----------

1株当たり当期純利益	112円98銭
------------	---------

(注) 業績連動型株式報酬制度として信託が保有する当社株式を、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めており（当連結会計年度2,395千株）、また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式数に含めています（当連結会計年度2,431千株）。

＜重要な後発事象に関する注記＞

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書

(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金 別途積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金 合 計
2025年4月1日 期首残高	33,196	33,802	508,886	542,688	638	72,035	339,602	412,275
事 業 年 度 中 の 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当							△60,402	△60,402
当 期 純 利 益							72,453	72,453
自 己 株 式 の 取 得								
自 己 株 式 の 処 分			△25	△25				
会 社 分 割 に よ る 減 少			△43,862	△43,862				
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）								
事業年度中の変動額合計	－	－	△43,887	△43,887	－	－	12,051	12,051
2026年3月31日 期末残高	33,196	33,802	464,998	498,801	638	72,035	351,653	424,326

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等			新株予約権	純資産合計
	自己株式	株 主 資 本 合	そ の 他 有 価 証 券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	評価・換算 差額等合計		
2025年4月1日 期首残高	△20,128	968,032	10,512	△118,132	△107,620	1,368	861,780
事 業 年 度 中 の 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当		△60,402					△60,402
当 期 純 利 益		72,453					72,453
自 己 株 式 の 取 得	△0	△0					△0
自 己 株 式 の 処 分	272	246					246
会 社 分 割 に よ る 減 少		△43,862					△43,862
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）			896	△7,983	△7,086	△117	△7,204
事業年度中の変動額合計	271	△31,564	896	△7,983	△7,086	△117	△38,768
2026年3月31日 期末残高	△19,856	936,467	11,408	△126,116	△114,707	1,251	823,011

個別注記表

＜重要な会計方針に係る事項に関する注記＞

1. 有価証券の評価基準および評価方法

(1) 子会社株式および関連会社株式

移動平均法による原価法

(2) その他有価証券のうち、営業目的の金融収益を得るために所有する債券等（営業有価証券）

・市場価格のない株式等以外のもの

時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しています。）

・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合およびそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっています。

(3) その他有価証券のうち、上記以外のもの

・市場価格のない株式等以外のもの

時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しています。）

・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっています。

(4) その他の関係会社有価証券

移動平均法による原価法

なお、組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっています。

2. デリバティブの評価基準および評価方法

時価法

3. 棚卸資産の評価基準および評価方法

主に個別法による原価法

（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 賃貸資産

リース期間を償却年数とし、リース期間満了時の賃貸資産の見積処分価額を残存価額とする基準による定額法を採用しています。

(2) 社用資産

定率法を採用しています。

ただし、建物（建物附属設備を除く）ならびに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については、定額法を採用しています。

(3) その他の無形固定資産（のれんを除く）

定額法を採用しています。

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しています。

(4) 長期前払費用

定額法を採用しています。

5. 繰延資産の処理方法

社債発行費は、社債の償還までの期間にわたり利息法により償却しています。

6. 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。なお、為替予約等の振当処理の対象となっている外貨建金銭債権債務については、当該為替予約等の円貨額に換算しています。

7. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権および破産更生債権等（破綻先および実質破綻先に対する債権）については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

また、「リース業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 業種別委員会実務指針第19号 改正2024年9月13日）に定める「貸倒見積高の算定に関する取扱い」によっています。

なお、破産更生債権等については、債権額から回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は4,105百万円です。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に充てるため、翌事業年度支給見込額のうち当事業年度に帰属する額を計上しています。

(3) 役員賞与引当金

役員および執行役員等の賞与支給に充てるため、翌事業年度支給見込額のうち当事業年度に帰属する額を計上しています。

(4) 役員株式給付引当金

業績連動型株式報酬制度に基づき役員および執行役員等への当社株式の交付等に備えるため、当事業年度末における負担見込額を計上しています。

(5) 退職給付引当金（前払年金費用）

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しています。当事業年度末については、年金資産見込額が退職給付債務見込額に未認識過去勤務費用および未認識数理計算上の差異を加減した額を超過しているため、超過額を前払年金費用に計上しています。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

② 数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間（11年～15年）による定額法により費用処理しています。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間（11年～17年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しています。

(6) 債務保証損失引当金

債務保証等に係る損失に備えるため、被保証者の財政状態等を勘案し、損失見込額を計上しています。

8. 収益および費用の計上基準

(1) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引に係る売上高および売上原価の計上基準

リース契約期間に基づくリース契約上の収受すべき月当たりのリース料を基準として、その経過期間に対応する売上高および売上原価を計上しています。

② オペレーティング・リース取引に係る売上高の計上基準

リース契約期間に基づくリース契約上の収受すべき月当たりのリース料を基準として、その経過期間に対応するリース料を計上しています。

なお、賃貸資産の処分に係る処分数額および処分原価は、それぞれ、「売上高」および「売上原価」に含めて計上しています。

(2) 割賦販売取引に係る売上高および売上原価の計上基準

「リース業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 業種別監査委員会報告第19号 2000年11月14日）に定める「割賦販売取引の取扱い」に基づき、割賦販売契約実行時に、その債権総額を割賦債権に計上し、割賦契約による支払期日を基準として当該経過期間に対応する割賦売上高および割賦売上原価を計上しています。

なお、支払期日未到来の割賦債権に対応する未経過利益は、割賦未実現利益として繰延

経理しています。

(3) 金融費用の計上基準

金融費用は、営業収益に対応する金融費用とその他の金融費用を区分計上することとしています。

その配分方法は、総資産を営業取引に基づく資産とその他の資産に区分し、その資産残高を基準として営業資産に対応する金融費用は資金原価として売上原価に、その他の資産に対応する金融費用は営業外費用に計上することとしています。

なお、資金原価は、営業資産に係る金融費用からこれに対応する預金の受取利息等を控除して計上しています。

9. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジを採用しています。

なお、振当処理の要件を満たしている為替予約等については振当処理を、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理を採用しています。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ取引、為替予約取引、在外子会社および在外関連会社に対する持分への投資ならびに外貨建その他有価証券に係る外貨建負債

ヘッジ対象…借入金、在外子会社および在外関連会社に対する持分への投資ならびに外貨建その他有価証券

(3) ヘッジ方針およびヘッジ有効性評価の方法

金利および為替変動リスクをヘッジし、安定した収益を確保するために、社内規程に基づき、デリバティブ取引を行っています。

金利変動リスクについては、主たる営業資産であるリース料債権および割賦債権等は長期固定金利である一方で、銀行借入等の資金調達の中には変動金利のものがあるため、資産、負債の総合的な管理（ALM）に基づき、かつ、ヘッジ手段となるデリバティブ取引の想定元本がヘッジ対象となる負債の範囲内となるように管理し、包括的にヘッジを行っています。さらに、個別案件の利鞘を確定する目的で金利関連のデリバティブ取引を行っています。

為替変動リスクについては、個別の外貨建資産、負債、在外子会社および在外関連会社に対する持分への投資ならびに外貨建その他有価証券等を対象に通貨関連のデリバティブ取引および外貨建負債によるヘッジを行っています。

ヘッジ対象の金利および為替変動リスクが減殺されているかどうかを検証することにより、ヘッジの有効性を評価しています。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しています。

なお、これらの取引状況は四半期ごとに担当役員に報告することとしています。

10. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

- (1) 営業目的の金融収益を得るために所有する債券等（営業有価証券）の会計処理
当該債券等は、「投資有価証券」に54,097百万円、「有価証券」に1,585百万円、「その他の関係会社有価証券」に41,702百万円を含めて計上しています。
なお、当該金融収益（利息収入および償還差額ならびに組合損益持分相当額）は売上高に含めて計上しています。
- (2) 退職給付に係る会計処理
退職給付に係る未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっています。
- (3) のれんの償却方法および償却期間
20年間で均等償却しています。

<会計上の見積りに関する注記>

（貸倒引当金の計上）

貸倒引当金については、内部管理規程にしたがい、取引先の経営状態や支払状況等の信用情報に基づいて、対象債権を一般債権、貸倒懸念債権および破産更生債権等に区分し、一般債権は貸倒実績率により、貸倒懸念債権および破産更生債権等（破綻先および実質破綻先に対する債権）は個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を貸倒引当金として計上しています。回収不能見込額については、取引先の財政状態、担保物の見積回収可能価額、キャッシュ・フロー見積法における将来キャッシュ・フロー等に基づき算定しています。

これらの見積りは合理的と判断していますが、前提条件や事業環境等に変化が見られた場合には、翌事業年度以降の計算書類において重要な影響を与える可能性があります。

当事業年度末においては、6,806百万円の貸倒引当金を計上しています。

<追加情報>

（業績連動型株式報酬制度）

連結注記表（追加情報）に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

＜貸借対照表に関する注記＞

1. 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しています。

2. 担保に供している資産および対応する債務

(1) 担保に供している資産

割賦債権	37,343百万円
リース債権	36,341百万円
リース投資資産	72,470百万円
営業貸付金	308百万円
関係会社貸付金	7,817百万円
投資有価証券	10,917百万円
関係会社株式	523百万円
その他の関係会社有価証券	16,107百万円
合 計	181,829百万円

(2) 担保提供資産に対応する債務

債権流動化に伴う支払債務（長期を含む） 120,892百万円

(注) 担保提供資産のうちリース投資資産118百万円、営業貸付金308百万円、関係会社貸付金7,817百万円、投資有価証券10,917百万円、関係会社株式523百万円およびその他の関係会社有価証券16,107百万円は、出資先が有する金融機関からの借入債務等に対する担保として根質権または抵当権が設定されているものです。

3. 有形固定資産の減価償却累計額

賃貸資産	232,617百万円
社用資産	6,170百万円
合 計	238,787百万円

4. 保証債務等

(1) 営業上の保証債務等（保証予約を含む）

営業保証額 8,928百万円

(2) 関係会社の営業取引に対する保証債務等（保証予約を含む）

有限会社ピー・エフ・アイ・エム・シーワン	2,304百万円
Diamond Transmission Partners Hornsea One Limited	1,787百万円
その他	1,788百万円
小 計	5,880百万円

(3) 関係会社の銀行借入金等の債務に対する保証債務等（保証予約等を含む）	
Mitsubishi HC Finance America LLC	1,633,524百万円
Mitsubishi HC Capital UK PLC	1,081,672百万円
JSA International U.S. Holdings, LLC	488,539百万円
Engine Lease Finance Corporation	183,821百万円
CAI International, Inc.	173,176百万円
Mitsubishi HC Capital America, Inc.	131,860百万円
Mitsubishi HC Capital Canada Leasing, Inc.	98,762百万円
MHC Mobility B.V.	89,617百万円
Mitsubishi HC Capital Asia Pacific Pte. Ltd.	57,464百万円
Mitsubishi HC Capital Malaysia Sdn. Bhd.	55,960百万円
Jackson Square Aviation Ireland Ltd.	51,280百万円
Mitsubishi HC Capital (Thailand) Co., Ltd.	50,413百万円
Mitsubishi HC Capital Canada, Inc.	45,476百万円
MHC Mobility Sp. z o.o.	38,048百万円
MHC America Holdings Corporation	27,551百万円
MHC Mobility GmbH	24,864百万円
Bangkok Mitsubishi HC Capital Co., Ltd.	24,858百万円
PT. Mitsubishi HC Capital and Finance Indonesia	22,158百万円
PT. Takari Kokoh Sejahtera	17,799百万円
Ayvens MHC Mobility Services (Thailand) Co., Ltd.(注)1	12,672百万円
MHC Mobility Zrt.	9,326百万円
MHCC Singapore Pte. Ltd.	3,572百万円
三菱和誠融資租賃（上海）有限公司	3,400百万円
AYVENS MHC MOBILITY SERVICES	1,316百万円
MALAYSIA SDN. BHD.(注)2	
その他	1,872百万円
小 計	4,329,012百万円
(注) 1. ALD MHC Mobility Services (Thailand) Co., Ltd. から商号変更しています。	
2. ALD MHC MOBILITY SERVICES MALAYSIA SDN. BHD. から商号変更しています。	
(4) 関係会社以外の銀行借入金に対する保証債務等（保証予約を含む）	
従業員（住宅資金）	6百万円
合 計	4,343,828百万円

5. 関係会社に対する金銭債権および金銭債務

短期金銭債権	92,245百万円
長期金銭債権	241百万円
短期金銭債務	26,866百万円
長期金銭債務	18,250百万円
6. 顧客との契約から生じた債権、契約資産および契約負債の残高は、次のとおりです。

顧客との契約から生じた債権（注） 1	3,362百万円
契約資産	－百万円
契約負債（注） 2	2,499百万円

（注） 1. 貸借対照表のうち主に「賃貸料等未収入金」に含まれています。
 2. 貸借対照表のうち主に「賃貸料等前受金」に含まれています。

<損益計算書に関する注記>

1. 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しています。
2. 関係会社との取引高

売上高	55,858百万円
売上原価	3,052百万円
販売費及び一般管理費	4,537百万円
リース資産購入等	5,408百万円
その他の営業取引以外の取引高	80,468百万円
3. 資金原価の内訳

支払利息	27,733百万円
△受取利息	△387百万円
合 計	27,345百万円

<株主資本等変動計算書に関する注記>

1. 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しています。
2. 自己株式の種類および株式数に関する事項

	当 事 業 年 度 期 首 の 株 式 数	当 事 業 年 度 増 加 株 式 数	当 事 業 年 度 減 少 株 式 数	当 事 業 年 度 末 の 株 式 数
自己株式				
普通株式（注）	31,351千株	0千株	361千株	30,990千株
合 計	31,351千株	0千株	361千株	30,990千株

- （注） 1. 普通株式の自己株式数には、業績連動型株式報酬制度として信託が保有する当社株式が含まれています。
 2. 普通株式の自己株式の株式数増加0千株は、単元未満株式の買取による増加です。
 3. 普通株式の自己株式の株式数減少361千株は、ストック・オプション行使等による減少229千株、業績連動型株式報酬制度による当社株式の交付または売却による減少132千株です。

＜税効果会計に関する注記＞

1. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の原因別の内訳

(1) 繰延税金資産

特定外国子会社等留保所得	16,762百万円
関係会社株式等	11,824百万円
賃貸料等前受金	8,728百万円
資産除去債務	3,704百万円
その他	18,055百万円
繰延税金資産小計	59,075百万円
評価性引当額	△12,690百万円
繰延税金資産合計	46,384百万円

(2) 繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△5,236百万円
リース譲渡に係る延払基準の特例	△4,546百万円
その他	△2,212百万円
繰延税金負債合計	△11,995百万円
繰延税金資産の純額	34,388百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	30.6%
(調整)	
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△27.7%
特定外国子会社等留保所得	2.4%
子会社株式に係る減資配当	1.6%
その他	0.4%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	7.3%

＜関連当事者との取引に関する注記＞

(1) 子会社および関連会社等

属 性	会社等の名称	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
子会社	三菱HCキャピタル エステートプラス株式会社	(所有) 直接100%	事業資金の貸付	事業資金の貸付 (注) 3	39,135	関係会社貸 付金	236,477
				利息の受取	2,178	—	—
子会社	株式会社日医リース	(所有) 直接100%	事業資金の貸付	事業資金の貸付 (注) 3	1,948	関係会社貸 付金	78,718
				利息の受取	569	—	—
子会社	三菱HCキャピタル ITパートナーズ株式会社	(所有) 直接100%	事業資金の貸付	事業資金の貸付 (注) 3	14,152	関係会社貸 付金	56,747
				利息の受取	364	—	—
子会社	三 菱 H C ビ ジ ネ ス リ ー ス 株 式 会 社	(所有) 直接100%	事業資金の貸付	事業資金の貸付 (注) 3	35,453	関係会社貸 付金	235,083
				利息の受取	1,812	—	—
子会社	三菱HCキャピタル エナジー株式会社	(所有) 直接100%	事業資金の貸付	事業資金の貸付 (注) 3	1,280	関係会社貸 付金	108,419
				利息の受取	1,509	—	—
子会社	三菱HCキャピタル リアルティ株式会社	(所有) 直接100%	事業資金の貸付 会社分割	事業資金の貸付 (注) 3	361,459	関係会社貸 付金	480,197
				利息の受取	3,056	—	—
				会社分割 (注) 4			
				資産の額 負債の額 純資産の額	294,479 — △0	—	—
子会社	Mitsubishi HC Capital UK PLC	(所有) 直接100%	債務保証	債務保証	1,081,672	—	—
子会社	MHC Mobility B.V.	(所有) 間接100%	債務保証	債務保証	89,617	—	—
子会社	Mitsubishi HC Capital America, Inc.	(所有) 間接100%	債務保証	債務保証	131,860	—	—
子会社	Mitsubishi HC Capital Canada Leasing, Inc.	(所有) 間接100%	債務保証	債務保証	98,762	—	—
子会社	Mitsubishi HC Capital Asia Pacific Pte. Ltd.	(所有) 直接100%	債務保証	債務保証	57,468	—	—
子会社	Mitsubishi HC Capital Malaysia Sdn. Bhd.	(所有) 直接100%	債務保証	債務保証	55,960	—	—

属 性	会社等の名称	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
子会社	Jackson Square Aviation Ireland Limited	(所有) 間接100%	事業資金の貸付 債務保証	事業資金の貸付	—	関係会社貸 付金	138,894
				利息の受取	5,954	—	—
				債務保証	51,280	—	—
子会社	JSA International U.S. Holdings, LLC	(所有) 間接100%	債務保証	債務保証	488,539	—	—
子会社	Engine Lease Finance Corporation	(所有) 間接100%	債務保証	債務保証	183,821	—	—
子会社	CAI International, Inc.	(所有) 間接100%	債務保証	債務保証	173,176	—	—
子会社	Mitsubishi HC Finance America LLC	(所有) 間接100%	債務保証	債務保証	1,633,524	—	—

(2) 兄弟会社等

属 性	会社等の名称	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
その他の 関係会社 の子会社	株式会社三菱UFJ銀行	(被所有) 直接3.51%	事業資金の借入	短期事業資金の 借入	1,099,558	短期借入金	13,187
				長期事業資金の 借入	—	長期借入金	202,775
				利息の支払	14,367	—	—

- (注) 1. 会社計算規則第112条第2項に該当する取引については、記載を省略しています。
2. 事業資金の貸付および借入の利率は、市場金利等を勘案して決定しています。
3. 子会社の資金を当社に集中し、その資金を資金需要のある子会社へ貸し付けるプーリング制度に基づく資金の貸付であり、貸付に伴う利率は、市場金利等を勘案して決定しています。なお、資金の貸付の取引金額は当期首残高からの増減額を表示しています。
4. 三菱HCキャピタルリアルティ株式会社に対する会社分割についての詳細は、個別注記表の<その他の注記>に記載のとおりです。

<1株当たり情報に関する注記>

1株当たり純資産額

572円29銭

1株当たり当期純利益

50円46銭

(注) 業績連動型株式報酬制度として信託が保有する当社株式を、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めており（当事業年度2,395千株）、また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式数に含めています（当事業年度2,431千株）。

＜重要な後発事象に関する注記＞

該当事項はありません。

＜連結配当規制適用会社に関する注記＞

当社は連結配当規制の適用会社です。

＜その他の注記＞

(共通支配下の取引等)

当社は、2024年12月20日開催の取締役会において、当社の完全子会社で不動産投資事業を手掛ける三菱ＨＣキャピタルリアルティ株式会社(以下、三菱ＨＣキャピタルリアルティ)に対して、当社の不動産事業部が所管する国内を対象とした不動産ファイナンス事業を承継させる会社分割を行うことを決議し、2025年1月10日に吸収分割契約を締結、2025年4月1日付で本会社分割を実施しています。

1. 取引の概要

(1) 分割した事業の概要

- ・ 事業の内容 当社の不動産事業部が所管する国内を対象とした不動産ファイナンス事業
- ・ 資産 294,479 百万円
- ・ 負債 － 百万円
- ・ 純資産 △0 百万円

(2) 会社分割の効力発生日

2025年4月1日

(3) 会社分割の法的形式

当社を吸収分割会社、三菱ＨＣキャピタルリアルティを吸収分割承継会社とする吸収分割

(4) 取引の目的

当社の不動産ファイナンスの人的資源・経営資源を三菱ＨＣキャピタルリアルティに集約し、不動産ファイナンス事業と不動産投資事業を一体的に運営することで、不動産事業のさらなる成長およびより効率的かつ効果的な事業経営の実現、不動産マーケットの環境変化等にも柔軟に対応できるポートフォリオの構築を目的としています。

2. 会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成31年1月16日）および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成31年1月16日）に基づき、共通支配下の取引として処理しています。